

下 総 第 1 1 3 2 号
令和8年(2026年)8月24日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元	浩 様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和8年(2026年)3月12日付け監査報告第5号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 観光スポーツ文化部観光施設課 〕

観光スポーツ文化部観光施設課に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 都市公園の立体駐車場の屋上等に設置している認定登録電気通信事業者用設備について、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置についての許可をしているが、当該設置物は、第2条第2項の公園施設ではないことなどから、第6条第1項の規定による占用の許可が適正であった。また、このことにより、都市公園条例第14条第1項の使用料の算定も誤っていた。所要の措置を講じるとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、関係例規に基づき適正に事務処理を実施することを再確認するとともに、今後の申請については、新規申請等必要に応じ公園管理所管課へ合議を行うこととしました。

また、令和8年度の当該案件につきましては、都市公園法第6条第1項により許可を行いました。

- (2) 出納員が、下関市会計規則第4条第2項の規定により、その事務の一部を分任出納員又は会計員に再委任した場合、同条第3項の規定により、市長は、地方自治法第171条第4項後段の告示を行うものとされているが、当該告示を行っていなかった。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、再発防止のため、関係規定についての職員への周知徹底を図るとともに、年度途中の会計年度職員採用の際には、告示漏れも含め、重要事項に係る箇所についてはダブルチェックを行い遺漏防止に務めます。

なお、令和8年1月14日付けで会計員への委任手続きを行い、同日付で告示しました。

以上